

平成29年第3回  
城里町議会定例会会議録 第2号

平成29年9月12日 午前10時00分開議

1. 出席議員（15名）

|     |           |      |           |
|-----|-----------|------|-----------|
| 1 番 | 藤 咲 芙美子 君 | 10 番 | 小 林 祥 宏 君 |
| 2 番 | 片 岡 藏 之 君 | 11 番 | 南 條 治 君   |
| 3 番 | 藺 部 一 君   | 12 番 | 杉 山 清 君   |
| 5 番 | 三 村 孝 信 君 | 13 番 | 小松崎 三 夫 君 |
| 6 番 | 河原井 大 介 君 | 14 番 | 鯉 渕 秀 雄 君 |
| 7 番 | 関 誠一郎 君   | 15 番 | 根 本 正 典 君 |
| 8 番 | 阿久津 則 男 君 | 16 番 | 小 坪 孝 君   |
| 9 番 | 桐 原 健 一 君 |      |           |

1. 欠席議員

な し

1. 説明のため出席した者の職氏名

|                            |         |
|----------------------------|---------|
| 町 長                        | 上遠野 修   |
| 教 育 長                      | 高 岡 秀 夫 |
| 代 表 監 査 委 員                | 加藤木 昭 博 |
| まちづくり戦略課長                  | 鯉 渕 弘 之 |
| 総 務 課 長                    | 大 貫 忠 男 |
| 町 民 課 長                    | 柳 橋 司 朗 |
| 財 務 課 長                    | 大曾根 直 美 |
| 税 務 課 長                    | 阿久津 忠 昭 |
| 健 康 保 険 課 長                | 高 堀 義 美 |
| 長 寿 応 援 課 長                | 加 藤 薫   |
| 福 祉 こ ど も 課 長              | 山 口 利 春 |
| 農 業 政 策 課 長 兼<br>農業委員会事務局長 | 皆 川 尊 志 |
| 都 市 建 設 課 長                | 桧 山 正 春 |
| 下 水 道 課 長                  | 山 崎 秀 樹 |
| 会計管理者（会計課長）                | 鈴 木 貴 司 |

水道課長  
教育委員会事務局長

河原井 明  
五 町 義 徳

1. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長  
主任書記  
書記

阿久津 雅 志  
松 崎 英 明  
市 村 真 紀

1. 議事日程

---

議 事 日 程 第 2 号

平成29年9月12日（火曜日）

午前10時00分開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

一般質問

---

午前10時00分開議

議員の出欠

○議長（小林祥宏君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は15名です。

---

開議の宣告

○議長（小林祥宏君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、説明のため、町長、教育長、課長、局長がそれぞれ出席しております。

また、議場内での携帯電話の使用は禁止されておりますので、マナーモード等のご確認をよろしくお願いいたします。

傍聴人9名を許可いたしました。

---

議事日程の報告

○議長（小林祥宏君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程第2号のとおり議事を進めたいと存じますので、ご了承願います。

---

## 一般質問

○議長（小林祥宏君） それでは、日程第1、一般質問から入ります。

なお、質問者は一般質問席へ登壇の上行い、最後の答弁まで一般質問席でお受けくださるようお願いをいたします。

また、質問回数は3回まで、質問時間は60分を超えることはできませんので、質問、答弁とも簡潔をお願いをいたします。

さらに、類似した質問が出たときは、後から質問される方は重複質問はしないよう、お願いいたします。

それでは、通告第1号、11番南條 治君の発言を一問一答方式により許可いたします。

11番南條 治君。

〔11番南條 治君登壇〕

○11番（南條 治君） 11番南條 治であります。

通告によりまず一般質問を一問一答方式で項目別に3点ほどお伺いをいたします。

最初に、今、日本の安心・安全の神話が隣国の北朝鮮によって完全に打ち砕かれ、J－ALERTなる聞きなれない音響にただただ脅かされている状況であり、改めて今の現実に見合った憲法9条の意義が大事であることを再認識をしているところであります。

それでは、国の宝である子供たちのための子育て支援について3点ほどお伺いをいたします。

今まで町としてどのような支援策を打ち出し行ってきたか。町長は、県内で一番子育てのしやすいまちづくりをしていくと言っておられました。現在、現実にはどのようなことにどのように取り組み、行ってきたのか、その成果も含めてお伺いをいたします。

次に、通告2番として、幼稚園児の給食についてであります。小学生、中学生に対しては補助策をとり、小学生1,000円、中学生2,000円の料金体制かと思いますが、幼稚園児の給食に対しては考えたことはなかったのか。また、今後も考えないのか。子育て支援の根幹の部分だと考えますが、お伺いをいたします。

次に、（3）としまして、給食センターの今後についてであります。児童・生徒減少傾向の中、これからの対応と活用についてお伺いをいたします。

○議長（小林祥宏君） さらに傍聴人2名を許可いたしました。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） まず資料の配付をお願いします。

○議長（小林祥宏君） 許可いたします。

事務局長に資料を配付させます。

〔資料配付〕

○町長（上遠野 修君） それでは、11番南條議員のご質問に回答をさせていただきます。

今、パンフレット「しろさとくらし」を配付させていただきました。こちらのパンフレットは城里町役場や支所など、そういったところのパンフレットコーナーにも置いてありますし、あるいは町外向けのイベント会場などでも配布されているものです。

こちらに城里町の子育て支援策が大体まとまっておりますので、こちらを見ながら説明をさせていただきたいと思います。

1 ページ、2 ページ目は城里町の観光案内、3 ページ、4 ページで城里町移住のステップということで、5 ページ、6 ページに城里町の支援事業が書いてあります。これ地方創生の国からの補助事業でつくったパンフレットですので、移住のステップのコーナーがあるのはそういう理由になります。ライフステージに合わせた城里町の子育て支援ということでまとまっております。

妊娠、出産から小・中学生までに対する医療福祉給付制度としてマル福、マル特がございます。子供の医療費助成を行っております。全ての子供に対して外来2回まで600円、3回目以降無料、入院も1日当たり300円ということでやっております。

それから2行目にいきまして、出産祝い金ということで第3子が生まれたときには10万円を補助しております。

その脇にいきますと、4歳児、5歳児の保育料、授業料が無料ということで4歳児、5歳児の保育料、授業料を全額、町で負担ということを行っております。

さらにその右へいきますと、学校給食の引き下げということで小学校1,000円、中学校2,000円ということになっております。

この4歳児、5歳児の保育料、授業料無料、給食費の引き下げというのは、4歳児については昨年、今年からですが、5歳児については2年前から、それから給食についても2年前から開始したものであります。

また、高校生の年代になりますと、高等学校通学費助成ということで年間定期代の3割、上限8万円までを助成しております。上限を8万円としたのは、大体城里町で一番遠い、栃木県の県境付近、塩子あたりから水戸駅まで定期券を買えば大体24万円ぐらいになるということで、その3割だと8万円ぐらいだろうということで、ちょっとその先まで大体水戸駅ぐらいまで城里町内からどこからでも通うには十分な金額を確保したというふうな位置づけがございます。

それから、さらに右側のほうへいきますと、城里町町営住宅子育て世代支援事業ということで、町外にお住まいの方が桂・七会地区の公営住宅に入居した場合、1世帯当たり30万

円補助するということでございます。特に、塩子塙団地におきまして入居者多くございまして、一番少ないときで9部屋まで入居者が減ったんですが、現在19部屋が埋まっております、空き部屋が残り1部屋ということで10世帯の入居がございました。

こういった子育て支援で妊娠、出産から高校卒業まで、県央地区では最も手厚い支援の流れができ上がっているというふうに考えております。

成果といたしましては、平成27年まで毎年、その年に生まれた赤ちゃんの数が減っていたわけですが、平成27年度が一番少なく79名だったんですが、平成28年度はたしか86名まで回復しておりまして、7年ぶりに赤ちゃんの数が増えたということで、まだまだこの制度の浸透が十分に近隣市町村までこの情報が行き渡っていない面もあるかと思っておりますので、こうした子育て支援策を継続していくことで、子供を育てるのであれば城里町がいいよという、そういう評価が確立していけば、城里町における少子化を食い止めることができるのではないかと考えているところでございます。

次に、幼稚園児の給食費についてということでございますが、南條議員のおっしゃっており、この学校給食費については小学校1,000円、中学校2,000円となっているんですが、幼稚園の給食費に関する記載がございません。現在、各幼稚園の給食費を調査したところ、4,000円前後の給食費を徴収していることが多いというふうに伺っております。

一方、同じ給食を食べているにもかかわらず、2号、保育園の枠で入っている園児につきましては1,000円前後の主食費で同じ給食を食べているということで、同じ幼稚園あるいは保育園で同じものを食べているにもかかわらず、1号認定と2号認定で自己負担額が大きく、大体3,000円程度異なっているということで不公平ではないかというようなご意見も、保護者の皆様などから伺っているところでございます。

そういう状況がございまして、幼稚園における給食費につきましても、小学校の給食の保護者負担金1,000円と同程度になるよう、幼稚園、認定こども園の1号認定者に対しまして3,000円程度の助成を行い、保護者の幼稚園あるいは保育園の1号認定の保護者の月々の負担金を小・中学校並みの1,000円程度にしていきたいと考えております。

3番目として、給食センターの今後についてということでご質問をいただきました。

平成30年4月1日から桂給食センターを常北学校給食センターに統合し、学校給食の運営を行う予定であります。

統合につきましては、平成28年12月27日に開催した学校給食運営委員会の中でもご承認をいただいております。

常北給食センターは十分な給食をつくる能力があることから、これまで給食を提供していた小・中学校、幼稚園に対しても同じように十分な数の給食をつくることのできるというふうに考えております。

桂給食センターの閉所後につきましては、施設利用者の公募等も含め、町として跡地利用を考えていきたいと存じております。

以上であります。

○議長（小林祥宏君） 11番南條 治君。

〔11番南條 治君登壇〕

○11番（南條 治君） それでは、再質問をさせていただきます。

ただいま今までの取り組みについて詳細にご説明をいただきました。

そこで、今度は一步踏み込んだ形の中で、公立小学校給食無償化、これは全国で58市町が実施をしております。半数以上がここ3年の間に実施をしております。2市町が来春から、3自治体が検討中ということでもあります。大子町については、第1子、第2子、これは半額で、第3子に対しては無料、それとまた文科省、これが給食費無料化について全国調査を行いました。公明党さんは一生懸命取り組んで、給食も要するに教育の一環だと、このような形で今一生懸命努力をされているのが事実であります。

我が町としても、要するに国で一石を投じるような形の中で、前もってそういうことをできないかどうかお伺いをいたします。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

学校給食費の無償化につきましては、全国的に次第に広がりを見せてきているということで大変興味深いものがございます。城里町におきましても、2年前から大幅な減額を行ったところですが、来年度につきましては、まず幼稚園の給食費を小学校並みにするところから検討を進めまして、さらにその後、無償化ということも考えていきたいというふうに思っております。

学校給食費につきましては、無償化によって全ての保護者に公平に子育て支援が行き渡るということで大変有効な子育て支援かとは存じますので、今後とも前向きに考えていきたいというふうに思います。

○議長（小林祥宏君） 11番南條 治君。

〔11番南條 治君登壇〕

○11番（南條 治君） 前向きに検討をしていただけるということでもありますので、非常に喜ばしいところであります。

それでもう一点、確認の意味で財源、これの確保がまだ決まってはおりませんが、何か充当できるような方法があるのかどうか、その件について1点だけお伺いをいたします。

○議長（小林祥宏君） さらに傍聴人1名を許可いたしました。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

おっしゃるとおり、財源の検討も必要であります。城里町のさまざまな事業におきまし

て、もう一段の効率化、あるいは無駄な事業がないか、よく点検して財源の捻出にも努めたいというふうに考えております。

また、今回決算委員会で平成28年度の決算について見ていただいたところでございますが、城里町の今の現在の財政状況としましては、借金の金額あるいは財政調整基金の残高、ともに財政状態は合併以来最も健全な状態でございますので、城里町の一般会計としてはそれなりの健全性を保っているところではあります、それに油断せずしっかりと財源を見つけながら子育て支援を継続していきたいというふうに考えております。

○議長（小林祥宏君） 11番南條 治君。

〔11番南條 治君登壇〕

○11番（南條 治君） それでは、次の質問に入りたいと思います。

子ども議会についてお伺いをいたします。

子ども議会の開催状況は、市議会で133議会、町村議会で122議会、また都道府県議会も少数ではありますが実施をしているところがあるそうであります。国会でも過去参議院において4回開催されております。第1回のテーマが自然と環境、第2回のテーマが環境、教育、国際、福祉社会、生活分野、第3回テーマが東日本から復興と私たちの未来、第4回テーマが家族やふるさとを大切にするためにであります。また、子ども国会実行委員会主催の子ども国会は2004年から毎年8月に開催をされております。

そこで、我が町での実施日程はいつごろ予定をしているのか。これまでに子ども議会において質問をいただいたことで行政で生かされ、また反映されていることがあるかどうか、この辺についてお伺いをいたします。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

それでは、11番南條議員のご質問に対して回答をさせていただきます。

子ども議会の実施日程ということですが、教育委員会事務局、学校等と調整し、2学期中に開催したいと考えております。この2学期中でございます。

それから、子ども議会で行われた質問でこれまで反映されたことはどのようなことがあるのかということですが、子ども議会につきましては、その主たる目的が小・中学生に自分たちの住む城里町について改めて考え、まちづくりに関心を持っていただき、子ども議会という場を通して、行政に興味を抱き城里町に愛着を持っていただくと、そういう教育的なことを目的として開催をしているところでございます。ということで、その子ども議会に出たことをそのまま行政政策として反映することが目的ではなくて、議会を通ずる教育が主たる目的となっております。

そういうことでございますので、子ども議会での質問を特別に実施しようということではないのですが、町の政策の方向と子ども議会の議員の提案が一致していたので、結果と

して子ども議会での提案が実現した事例もございます。例えば、2年前の第1回の子ども議会で提案をいただいた文化財を活用したバスツアーを開催してはどうか、そういった子ども議会の意見がありましたが、これは今年8月、いせきびあ茨城主催で文化財茨鉄線の跡地と文化財めぐりというツアーをいせきびあ茨城が行いましたが、そういった形で実現をしております。

また、同じく第1回子ども議会で提案が行われました、身近な緑や公園を活用したイベントを開催してはどうかと、そういった提案に対してですが、ホロルの森の夜の映画祭、あるいは先週の週末に行われましたスタジイ広場前でのしろさとマルシェという形で提案が実現した事例もございます。

繰り返しになりますが、子ども議会については教育を目的としていますので、子ども議会で提案されたことを特別に行うということではないのですが、もともと町がやろうとしていたことと方向が一致していたので実現した事例もあるということでございます。

○議長（小林祥宏君） 11番南條 治君。

〔11番南條 治君登壇〕

○11番（南條 治君） ありがとうございます。

子ども議会の中で、私もお聞きして素晴らしい質問がありました。何とかこういう素晴らしいものを生かせればと、そういう気持ちでお伺いをしたわけでありまして。ありがとうございました。

続きまして、3番の教育長の教育についての理念、新教育長の教育についての理念をお伺いをいたします。

○議長（小林祥宏君） 教育長高岡秀夫君。

〔教育長高岡秀夫君登壇〕

○教育長（高岡秀夫君） ご質問ありがとうございます。

それでは、11番南條議員のご質問にお答えいたします。

地方自治体にはその地域の実情に応じて教育の振興、施策に関する教育振興計画を作成することが義務づけられており、本町でも城里町教育振興基本計画を昨年3月に策定いたしました。

内容は、水と緑に囲まれた豊かな自然環境とそれによって育まれてきた風土、歴史、伝統を大切に、住民の意識や要望を取り入れつつ時代の変化に対応したものとなっております。

城里町の基本理念は「ここで学びここで育つ大好き城里」とし、3つの方針を柱としております。

まず、1つ目の柱はともに社会を生き抜く力を身につける教育、2つ目は安心して学べる教育環境の整備、3つ目は生涯にわたって学べる環境の整備であります。

これらを受け、過日の定例教育委員会、定例校長会の場で本町の教育長として、私の具

体的な方針を述べたところです。

まず、教師を元気に、子供を元気に、子供たちの成長にとってを、大きなテーマとして掲げました。具体的な方策として、次の4つを挙げました。

1つ目は児童・生徒の学力をさらに向上させること、つまずきのプロセスの把握と反復指導の徹底でございます。2つ目は郷土を愛する心を育てること、郷土理解から郷土愛へ、3つ目は学校力、教師力、教師の人間力、地域力を向上させること、4つ目は人事の活性化であります。

1つ目の学力向上についてですが、町内の教師の手で作成した町確認テストを初めとする定期的なテストを通して、つまずきの把握や反復指導、積極的な授業公開、他市町村の指導主事を招いての授業研究等を継続実施してまいります。

2つ目の郷土を愛する心の育成については、城里学ぶくの活用、ホームページの作成、更新による情報発信、職場体験や体験学習等の職業教育を推進してまいります。

3つ目の学校力、教師力、地域力の向上については、元気な挨拶習慣化の徹底、確立、生徒指導、不登校児童・生徒への対応研修、幼・小・中・高を見据えての特別支援教育の推進、初任者若手教員の育成に努めます。

また、小学校における教師と地域ボランティアによる見守り隊とが連携した登下校時の安全確保の継続、また地域の人材を生かしたゲストティーチャーや外部人材の活用等に努め、地域力の向上に努めてまいります。

4つ目の人事の活性化については、カジュアル訪問と銘打ち、指導主事、教育長みずからが随時学校を訪問し、生の学校運営の様子、教師の勤務状況等、教職員個々人の把握と指導力のある教員確保に努めてまいります。

教育は人であると申しますとおり、子供を伸ばす、成長させるという理念実現のためには教職員一人一人の資質、指導力に負うところが大きいです。校長を初めとした町内全教職員126名が教育長の意図するところを酌み、使命感を持ち、はつらつとした気持ちで職務を遂行してもらうためには、教職員一人一人をよく把握し、校長を初めとした彼らの願いや悩みに寄り添い、自己有用感を育て、やる気を刺激していくことが何よりも大切であることを肝に銘じながら職責を果たしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小林祥宏君） 11番南條 治君。

〔11番南條 治君登壇〕

○11番（南條 治君） ありがとうございます。

それでは、城里町の喫緊の課題として不登校対応、これについての何か持論がありましたら伺いをいたします。

○議長（小林祥宏君） 教育長高岡秀夫君。

〔教育長高岡秀夫君登壇〕

○教育長（高岡秀夫君）　ありがとうございます。

まず、本町の不登校児童・生徒の数でございますが、今年度、小学校で6名、中学校では残念ながら、それが11名と増えてございます。スクールカウンセラー、本町では2名お願いしております。そして、スクールソーシャルワーカー1名、スクールライフサポーター1名ということで、これをフルに活用しておるところです。また適応指導教室ということで、不登校の児童・生徒が安心して来られるような場が、このコミセンの2階にございます。そのところでも27年度は5名、28年度7名、今年度は4名ということで、随時ここで面倒を見ております。

ただその不登校児童・生徒が来ることだけを待っているのではなく、このうぐいすのひろばの指導員がアウトリーチ支援という名前を銘打って学習支援とか、実際に学校にお邪魔して学習支援、生徒とのカウンセリング、そして生徒指導部委員会への参加というようなことでいろいろと個人個人に対応した策を練っておるところでございます。

○議長（小林祥宏君）　11番南條　治君。

〔11番南條　治君登壇〕

○11番（南條　治君）　ありがとうございました。

心身ともに健康であるような、そういった教育を望むところであります。ありがとうございました。

以上で質問を終わります。

○議長（小林祥宏君）　以上で11番南條　治君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第2号、1番藤咲芙美子君の発言を一問一答方式により許可いたします。

1番藤咲芙美子君。

〔1番藤咲芙美子君登壇〕

○1番（藤咲芙美子君）　1番藤咲芙美子です。

国保の都道府県化に伴う負担増についてお伺いいたします。

来年度から国保事業が都道府県に移行することになります。法律の提案理由も、持続可能な医療制度の構築のためだと言っています。県の説明では、事務処理の安定化ということも言っています。しかし、果たしてそうでしょうか。国保の都道府県単位化に当たり、全国都道府県知事会は一層高くなる国保料に懸念を表明しました。

実際に私が県からいただいた資料によりますと、この措置によって1人当たりの保険料が平均8,067円も値上げされるとのことです。4人家族だとすれば3万2,000円の負担増です。

そもそも国保制度は1961年、ほかの医療保険制度から外れた人たちや営業、農家などの自営や個人の商工業の人たちのための医療保険制度として再編されました。当初から加入者は低所得者が多いため、保険料だけでは運営できないとして、多くを国庫負担で補うことを条件とした制度設計でスタートしたという歴史を持っています。

当初、国保への国庫負担は70%あったものが1984年、昭和59年の時点で49.8%、およそ半数にまで減らされてしまいました。しかし、それ以降、国庫負担率は上がるどころか下がる一方で、2007年には25.0%までに下がり、現在は23%程度しかありません。減らされた国庫負担の穴埋めのために、市町村が一般会計からの繰り入れを行うことで被保険者の負担を支えてきました。これは、いわば人道的なことで当然のことだと思います。しかし、その間、1人当たりの保険料は3万9,000円から8万4,000円に引き上げられました。

今回、この都道府県化によって全国都道府県知事会が懸念を表明したのは、国保料の多くが高くなることへの不安なのです。我が国の1970年の失業率は1%台で失業者は100万人以下でしたが、2002年には5%を突破し、その後の失業者は約300万人を維持したままです。また、非正規雇用は1985年の655万人から2009年には1,721万人に急増しました。特に、女性の場合、2009年では働いている人の53.3%、半数以上がパートや契約、嘱託などの非正規雇用となっています。

あるところでシングルマザーの実態を調査しました。典型的なお母さんと子供2人の世帯ということで見えています。そこのシングルマザーの平均総収入は184万円で、所得は110万円だそうです。この家庭の年額の国保料は22万円で、さらに国民年金保険料を納めるとプラス年額18万7,000円、社会保険料だけで約40万円、収入の約22%を納めなくてはなりません。そのほか食費、居住費はもちろん光熱水費のほか、子供の教育費などがかかります。どんな生活なのか、何を食べているのか、想像するのも苦痛です。

私の身近にいる人の中にも、生活保護水準以下の生活をしている人がいます。事情があって申請もしなかったのですが、そういった人たちが国保税を納めることは不可能に近いと思います。ここに納めたくも納められない人たちの実態があると思います。

2015年5月、維持可能な医療保険制度改革を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法の成立によって、1961年国民皆保険の制度としてスタートした国保は、50年余りの歴史の中で大きな転換期を迎えることになりました。都道府県が国保財政を握ることによって都道府県の権限が大きくなります。国保を広域化することによって国保の困難を解決するためという理由づけがなされていますが、医療費供給体制と医療費支払いをリンクさせる。つまり、財政を握ることによって医療費の適正化、医療費削減を目指しているのは明らかです。

要するに、ここで医療費の抑制を狙っているのだと思わざるを得ません。なるべく医師にかかるなというのが、本当に国民のため、町民のためになるのでしょうか。これが今回、私が最も危惧しているところです。国民皆保険の制度として、国民の命と健康を守るために維持してきた国保が大変な危機状態にあることを申し上げました。

私は、都道府県化に当たり、町民の負担を軽減し、払いたくても払えない短期や資格証明書の被保険者を新たにつくらない、差し押さえを受ける人をつくらないよう、町としても努力する必要があると思います。

まず第1に、法定外繰り入れ、つまり一般会計からの繰り入れを今年度額の水準を維持するか、増額による町民の負担軽減を図ることを求めたいと思います。

第2に、賦課割合のことです。当町は所得割、平等割、均等割、資産割の4方式で算定していますが、不合理なところも見受けられます。例えば、生まれたばかりの赤ちゃんも働き盛りの人も均等割が同じであるということも理解できません。また、現金の収入がないのに資産割の分は計算されるというのは負担です。

第3、国保税が納められない人に対する短期保険証や資格証明書を交付という措置を安易に出してほしくないと、私は考えます。保険証は町民にとっては命綱です。その保険証の取り上げは、町民の命や健康に直接かかわってくるものです。都道府県化によって市町村の国保運営は厳しくなりますが、市町村は直接国民と結びついた自治体です。そこで、住民の命や健康を守るために最大限の努力をしなければならぬ、一体どこが守るというのでしょうか。国民皆保険を最終的に保障しているのが保険証の交付です。そういった覚悟で臨んでいただきたいと思います。

第4、今、雇用も営業も不安定な社会状況です。急な失業や発病は避けられません。被保険者が急に保険税を納められない状態に陥ったとき、どうしても国保税の減免制度が必要だと思います。

以上、国保の都道府県化に当たり幾つか申し述べました。半世紀にわたって支えてきた国民皆保険制度の根本が、今危機にさらされている中で住民の命と健康に密接につながりを持つ市町村の役割は極めて大きいと考えます。被保険者の負担が軽減される方法を真剣に考えるべきではないかと申し上げて、この問題での質問といたします。答弁をお願いいたします。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） それでは、1番藤咲議員のご質問に回答をさせていただきます。

質問としましては、まず国民健康保険に関して一般会計からの繰り入れに関するご質問がございました。

さて、今般の国保制度改革では、県が市町村とともに国保運営を担い、県全体の保険税負担を公平に支え合うことで安定的な財政運営や効果的な事業の確保を図るとしております。そのためには、年度ごとの国保会計収支が均衡していることが重要であり、保険税水準を支出に見合った額とすることが必要とされております。

県の国保運営方針においても、決算補填を目的とする法定外の一般会計の繰り入れは解消、削減すべき赤字とされており、保険税と法定の公費を持って運営される保険制度本来の機能を改善する取り組みが定められております。

そのような状況ではありますが、本町においても、被保険者の負担が急激に変化することがないように配慮しつつ、保険税率の見直しを検討しているところであります。

次に、質問として、国保税の資産割について収益を生まないのにもかかわらず、資産によって国保税が徴収されているのは、賦課されているのはおかしいのではないかというようなご指摘があったかと存じます。

国保税の資産割につきましては、制度設計当初は自営業者や農林水産業者が被保険者の多くを占めており、所得割を補完する位置づけとされておりました。ところが、現在では無職者や年金生活者が多く加入し、必ずしも固定資産の保有が負担能力をあらわすものではない状況になっております。

県内の市町村におきましても、資産割を廃止する傾向であることを踏まえ、平成30年度の当初予算案検討に当たり、国保運営協議会において資産割の廃止を伴う税率の改正について今後諮問を行う予定でおります。

続いて、ご質問として、保険税の減免制度についてのご質問がございました。

低所得者対策としての納税義務者及び世帯に関する被保険者の所得の合算額が一定額以下の場合には、その所得に応じて均等割額及び平等割額を7割、5割または2割削減をしております。この制度によって、平成26年度から段階的に軽減措置に係る所得判定基準が見直され、軽減対象世帯が拡大されているところでございます。また、失業等による所得の減少、災害等の特別な事情による場合も保険税の減免対象となっております。

それから、保険証の取り上げに関する質問がございましたが、ちょっと事前に聞いておりませんでしたので、担当課長より答弁をさせます。

○議長（小林祥宏君） 健康保険課長高堀義美君。

〔健康保険課長高堀義美君登壇〕

○健康保険課長（高堀義美君） 1番の藤咲議員の質問にお答えします。

短期保険証、資格証明書等の交付の件でございますけれども、短期証、資格証の交付対象者について実施要綱、交付要綱でうたっております。

納期限を1年間滞納しますと一応短期保険証を交付する形となっておりますけれども、現実としまして、約3年滞納した方に短期保険証を交付しているような状況でございます。数としましては、27年度から29年度を見ますと60名ほど減っておるのが現状でございます。資格証に関しましても、29年度13名ということで減少傾向でございます。

以上でございます。

○議長（小林祥宏君） 1番藤咲芙美子君。

〔1番藤咲芙美子君登壇〕

○1番（藤咲芙美子君） ご答弁ありがとうございました。

繰り入れの解消で負担軽減、見直しを考えているという答弁をいただきました。一般会計からの繰り入れをしてほしいということは、私たちの希望でもありますし、願いでもあります。そして、国民の、町民の願いでもあります。これは国民皆保険の制度などの理由で自己責任や共助が強調されていますけれども、もともと国保財政は国庫負担と国保税に

よって運営されています。しかし、先ほど述べたとおり国は国保財政の約70%を負担したのですけれども、特に1984年には約50%にまで負担を減らしています。それが今は23%しか出していません。

私は、ここでともに助け合うというなら、一方的に自分の負担を減らした国こそ助け合いの精神を発揮してほしいと思っています。急騰する保険税を抑える役割を果たしてきたのが、市町村による一般会計からの繰り入れでした。今、国保の都道府県化に当たって、さらなる保険税の、国保税のアップが予想され、事実国からは激変緩和措置としての試算方針が示されたことです。そこでお聞きいたします。

この都道府県化によって、町民の保険税がどう変化するのか計算済みだと思います。国はその試算を8月31日まで報告するよう求めています。それを担当者である被保険者に知らせる必要があると思いますが、いかがでしょうか。

同時に被保険者、つまり加入者の負担軽減策はどうしてもやらなければならないと思います。そのため、一般会計からの繰り入れの増額が必要ではないかということを再度お聞きしたいと思います。答弁をお願いします。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 1番藤咲議員のご質問に回答をさせていただきます。

一般会計からの繰り入れに関するところは、私から答弁させていただきまして、ほかの点につきましては、担当課長より答弁をさせます。

一般会計からの繰り入れの件ですが、町が自主的な判断のもとに地域の実情に応じた施策を講じるためには、一般財源ができるだけ多く確保されることが望ましいと考えております。国保制度におきましても、相互扶助の考え方にに基づき、特別会計を設け独立採算を行うことが原則となっております。保険税負担が急激に変化することがないように十分配慮しつつ、この原則に基づいて運営をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小林祥宏君） 1番藤咲英美子君。

〔1番藤咲英美子君登壇〕

○1番（藤咲英美子君） 3回目の質問にさせていただきます。

財源カットされる、特別取り沙汰というか、独立採算…。配慮しつつということなんですけれども、一般会計からの繰り入れをしなければ絶対値上がりするんじゃないかと思うんですけれども、私が最も心配するのは、都道府県化によって被保険者の負担が町民の暮らしを圧迫することです。払えないからと保険証を取り上げたり、短期証になると病院にもかかれなくなる状況からそういうのをなくしたい、少なくしたいということで私は今回質問をしました。

さらに、今回都道府県化に当たって、国は取り立ての強化や医療費削減のためのさまざま

まな仕掛けが施されています。医療費削減に努めた自治体には、先ほど町長が言われたのかと思うんですけども、答弁いただきましたけれども、医療費削減に努めた自治体には交付金を増やしたり、削減ができなかった自治体にペナルティーが科されたり誘導策があります。このことだと思うんですが、個々に都道府県化によって単に国や県による保険税のコントロールだけではない、国民全体の国民皆保険制度の存続につながる重大問題があると思います。さらに、この上に報道にあるように、新しく差し押さえ件数を増やせば県からの交付金が増えるということになれば、それは取り立て強化、差し押さえの強化につながるものです。納めたくても納められない国民、町民に対するいじめにほかなりません。

私はこのような国の施策に同調できません。国民皆保険を守り、町民の命と健康を守るのは市町村独自の役割だと思います。その役割を十分含んでいただき、これ以上の町民の負担増にならない措置を申し上げて、質問を終わりたいと思います。多分、再度質問を、答弁をいただいても、同じ答弁になるかと思うので、終わります。

次の質問に移ります。

法定外繰り入れについては、ぜひとも法定外繰り入れやっていただきたいと。そして、今以上に法定外繰り入れをしていかなければ、町民の負担はさらに大きくなるということをよくわかっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次、小・中学校への空調の設備設置について伺います。

全教室の空調設備、エアコンの設置を求める質問です。子供たちの教育環境の整備だけでなく、命、健康にかかわる問題としても、これは軽視できないと私は考えます。

今年の8月22日付の茨城新聞によりますと、総務省、消防庁は全国で2万6,702人が熱中症による症状で救急搬送されたとのこと。茨城県では、死者1名を含む3人が搬送されました。県内では6月中だけで教育機関関係の12人が救急搬送されました。空調設備の設置が、単に子供たちの学習環境の整備にとどまらない命と健康の問題でもあることが理解できるかと思います。

私が、この問題について2014年9月の議会で質問したとき、当時の町長職務代理者は8月になると子供たちは夏休みになる、扇風機で十分間に合うという答弁で、エアコンの設置には至りませんでした。しかし、その後、エルニーニョ現象や地球温暖化の影響と思われますが、6月、7月の気温が上昇しています。水戸気象台の発表でも今年5月、気温29度を超えました。超したのが4日間もありました。6月では4日間ですが、7月になると30度以上の日が18日もあります。幾ら各部屋に4つの扇風機があったとしても、扇風機で過ごせる温度ではありません。私は今あえて夏休み前の状況を述べました。

新陳代謝の激しい育ち盛りの子供です。そういうことにも考慮をしなければなりません。一般に気温28度、湿度70%を超えると、人間にとって危険な範囲だと言われています。そのことからして、夏休み前だとしても、教室の状況は到底子供たちが快適に学習する環境

とは言えないのではないのでしょうか。

私が、実際に常北中学校卒業の生徒に聞いたところ、その生徒は、上の階に上がると余計に暑くなって風が抜けない教室だから熱風をかき回している状態になる、そういう中で勉強に集中できないと話してくれました。あるお母さんは、こんなところで勉強する、させるなんてかわいそうですと涙声で訴えておりました。

現場の先生方も、暑い中で授業することについての苦労を訴えております。現場の先生方は、暑いから教室にある4つの扇風機を強くすると、プリントがめくくて読むこともできない。仕方なく風力を弱めざるを得ないということです。すると、教室内の暑い空気をかき回すだけで、生徒たちはじわじわと出る汗でプリントが腕に巻きつき、落ち着いて学習に集中できないと先生方は切実に訴えられていました。

今、政府は教室等の環境に係る学校環境衛生基準というものを設け、気温、換気、保温などが適切かどうかを調査しています。その測定条件は8月に部屋を密閉した状態で測定した最高と平均の値ということです。それが現実の数値だとはとても言えないものですが、それでも城里町の小・中学校における最高気温は32度、全ての教室の平均は30.4度です。こういう劣悪な環境の中で子供たちに勉強に励んでくださいとはとても言えない状況です。

授業中に子供たちが熱中症で搬送されても不思議ではありません。そういう中で、今全国の平成29年4月1日現在の小・中学校普通教室の設置率は49.6%です。茨城県は50.8%で、これは3年前、平成26年4月段階の23.5%から28.3ポイント前進しています。子供たちに学ぶ環境を整えるということが時代の趨勢になっているものだと思います。

なお、僭越ながら申し上げますと、この空調整備事業に対して国から学校施設環境改善交付金が工事費の3分の1が交付されます。また、城里町には27年度決算の時点では33億8,800万円の財政調整基金があります。この一部を活用する方法もあります。

いずれにしても、町内の小・中学校の普通教室、子供たちが日々学習する教室を整えるのは、子育て支援を標榜する城里町にとって不可欠なことだと思います。多くの保護者の願いでもあります。お隣の笠間市は平成29年度4月から、保護者の要望に応じて全クラスに設置しました。このことから、城里町においても小・中学校普通教室にエアコンの設置をお願いしたいと思います。

1回目の質問を終わります。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 1番藤咲議員の質問に回答をさせていただきます。

県内の小・中学校普通教室のエアコン設置率が50%を超え、全国でも50%近くになっていることを踏まえ、児童・生徒の健康面及び学習環境改善のため設置を検討してまいりたいと考えております。

設置に当たりましては、4億円から5億円の支出が見込まれることから、慎重に設計を

行い年次計画を立案し設置を考えていきます。その間は現在、学校に設置されている扇風機の活用や熱中症予防のための水分補給を小まめに行うなどの取り組みを続け、適切な学習環境の維持をしてまいります。

○議長（小林祥宏君） 1 番藤咲芙美子君。

〔1 番藤咲芙美子君登壇〕

○1 番（藤咲芙美子君） ご答弁ありがとうございます。

設置を検討していきたいという答弁をいただきましたので、私はこれ以上申し上げられません。よい方向が出るように期待を申し上げておきます。よろしくお願いいたしますと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（小林祥宏君） 以上で1 番藤咲芙美子君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第3号、2 番片岡藏之君の発言を一問一答方式により許可いたします。

2 番片岡藏之君。

〔2 番片岡藏之君登壇〕

○2 番（片岡藏之君） 2 番片岡でございます。

通告に従いまして一般質問をいたします。よろしく答弁のほどお願い申し上げます。

まず町長が一番、施策の柱としております子育て支援です。それについてお聞きしたいと思います。

まず最初に、本町の幼児教育所なんですけれども、幼児教育について質問をいたします。

本町には町営施設の常北幼稚園、ななかい保育所の2施設、私立では靖光保育園、認定常北保育園、みどりこども園、桂幼稚園は多分認定になっていると思うんですけれども、があります。私立の施設は、靖光保育園はまだ認定こども園になっていないのかもしれないんですけれども、そのほかの施設は認定こども園という形をとっております。

まず、認定こども園のよさは、保護者の就労にかかわらず子供を預けられる、利用できる、これが一般の保育所との違いでございます。そういったときに一番メリットを受けるというのは専業主婦で、家にいて家業の手伝いとかそういったことをやりながら主婦を専門にやっているという、そういう人でも認定こども園なら子供を預けられると、そういうことであります。また、保育内容も、いろいろと特徴ある保育が、幼保型の認定こども園あたりですといろんなことができるのではないのでしょうか。時々マスコミ等でも取り上げられておりますけれども、子供たちが英語の授業というか遊びをしたりとか、体操に特化した保育をしたりとか、そういった施設がマスコミ等で紹介されております。

そういった形の中で、1つ目の質問なんですけれども、町営であります保育園というのはななかい保育園1つになりますが、ななかい保育園も、この認定こども園に変える考えはありますか。これが1つ目です。

2つ目として、ななかい保育園は開園後相当年数がたっていると思います。建物の設備

等不具合が多分出てきてはいるのではないかと思います。それで、新しく移転等は考えておりますでしょうか。

以上、2点の質問ですけれども、よろしく答弁のほどお願い申し上げます。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

2番片岡議員の質問に回答をさせていただきます。

まず質問の第1点目として、ななかい保育所をこども園にする計画はあるのかということでございますが、平成31年4月をめどにこども園に移行する予定でございます。来年度にはこども園に移行するための必要な改修工事を予算に計上していきたいというふうに考えております。

次に、保育所の移転についてでございますが、ななかい保育所につきましては、非常に老朽化が進んでおります。一方、建物の経過年数や園児数を考慮して、今後の移転の有無や規模等について検討していく必要があるかと思います。

移転の場所等についても、さまざまな可能性を考えてよく検討をしていきたいと思います。

以上です。

○議長（小林祥宏君） 2番片岡藏之君。

〔2番片岡藏之君登壇〕

○2番（片岡藏之君） ありがとうございます。

31年というのとあと2年ですか、そういった形で新しく認定こども園に開園するというところで、これから町に入ってくる若い子育て世代の人たちも喜んで、それを楽しみに入ってこられる方もいるかと思います。

また、移転に関しては、おいおいということだそうなんですけれども、私自身が一番考えている理想の場所というのは、福祉センターの敷地内が理想だと思います。ここでこの場所ですと、園児が急に熱を出した、おなかが痛くなったと、そのようなとき隣に診療所があります。普通ですとその時点で、保育所から親御さんに電話が入って子供さんがちょっとぐあいが悪くなった、お迎えに来てくれという形で親御さんたちは途中で仕事をやめて迎えに来なくてはならないと。でも、この福祉センターのところに移転をすれば診療所内で休ませる、または隣に福祉センターがあります。福祉センターにはベッドもあります。そういった中で休ませるということもできると思います。そういった中で、親御さんにはこういう状態なんだということの電話だけで、わざわざ仕事を休んでまでお迎えに来なくてもいいような状態にできるのではないかと思います。

また、今も言いましたけれども、敷地内には福祉センターがあります。この福祉センターではデイサービス等の高齢者のサービスをやっておりますので、その高齢者とこども園

の子供たちが交流を図ると。そうすることによって、こども園の子供たちも、デイサービスを利用している高齢者の方も、何らかの新しいものが発見できて非常にいい循環ができるのではないかと思います。一番は高齢者にとって生活に張り合いができる、そういう施設となって、その場所自体がお互いが盛り上がっていくような、そういう場所になって本当に施設の理想形としてあそこの場所がなるのではないかと思います。

町長の推し進めている施策も、そこに福祉センターの敷地内に行けば、理想形の、理想の施策の完成形となることでしょう。しかしながら、福祉センターの敷地というのは、補助金が入っているため、施設を建てるとか、そういったものは無理だと言われております。そこで、改めて町長の答弁をお伺いいたします。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 2番片岡議員のご質問に回答をさせていただきます。

繰り返しになりますが、まずななかい保育所の認定こども園化につきましては、常北幼稚園の閉園と、説明とともに平成28年6月2日に議員控室でご説明申し上げたとおり、31年4月をめどにこども園に移行するというので、必要な現況建物の改修を来年度行いたいというふうに考えております。

一方、そのこども園に移行するための改修とは別に、そもそも建物が老朽化しているので移転、新築してはどうかということでございますが、移転、新築につきましては、建物の経過年数や園児の数等を考慮し、今後よく検討していきたいというふうに思っております。

仮に、議員ご指摘のとおり、七会の診療所及び保健センターがある敷地内にこども園が建った場合、病院との連携や高齢者福祉施設との連携ができるということで、ほかの保育園、こども園等でも、敬老会に幼稚園児、保育園児が参加してお年寄りと交流をしたりとか、そういった活動で非常にお年寄りにもいい効果を及ぼしたり、あるいは病児保育という観点で、病気になった子供をすぐにその保育士さんと看護師さん、医師が連携して預かるといったサービスができるという点でも特色あることができるので、そういったよい点があるということは認識をしております。

この敷地につきましては、県中山間地域総合整備事業により整備したということで補助金が入っておりますので、用途変更につきましては、県あるいは農水省と相談しなきゃいけない面がありますので、まずはこども園に一回切りかえた上で、次の段階としてそちらのほうは検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小林祥宏君） 2番片岡藏之君。

〔2番片岡藏之君登壇〕

○2番（片岡藏之君） ありがとうございます。

前向きな答弁をいただきまして、地元ならず本当に町の住民としても、そういったものができるということは本当に町の誇りになるべき施設のの一つだと思っております。ぜひとも町長には頑張ってください、そういうことになりますようにひとつよろしく願いしたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。

本町の公的施設の中で使用しなくなった土地で借地の土地はたくさんあると思います。例えば、旧坪小学校のように評価額よりも高く処分ができたというようなこともあります。町所有であればこういうこともあると思いますが、特にここ数年、七会地区で旧七会中学校、そこに公民館支所、それから山びこの郷など集約するという事業が今行われている最中でございます。そういった中で、この七会支所、旧西小学校、七会公民館、山びこの郷、また歯科診療所等も移転しておりますので、歯科診療所等挙げれば切りがないんですけれども、これらの土地は大体が借地だと思います。今後のことも踏まえてお聞きしたいと思います。答弁をお願いします。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

2番片岡議員の質問に回答をさせていただきます。

議員からの質問は、七会西小学校、山びこの郷、公民館、歯科診療所など七会地区におきまして使われなくなった施設、借地なども多いが、今後どのように活用、あるいは処分を考えていくのかという質問であったかと存じます。

こういった現在使われていない、あるいは今後施設の統合によって利用方法が浮いてしまう施設につきましては、基本的には公募を行って使いたい人がいるかどうか、まず利活用を図ってまいりたいと思います。

まずは、公募をかけることを第一に考えていきたいと思います。その上で利用したい方がいらっしゃらないということになりましたら、建物を解体撤去するなり、そういったことも考えていかなければならないというふうに考えております。

それまでの移行期間中、公募を行ったり、解体撤去するにしても一定の期間が必要となりますので、それまでの期間は賃貸借契約を少し何年か延長しながら、そういった検討を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小林祥宏君） 2番片岡藏之君。

〔2番片岡藏之君登壇〕

○2番（片岡藏之君） 利活用の公募ということで答弁をいただきました。

それでもまだ建物自体の耐用年数が残っている、そういったものについては、借地ですと、例えば第三者が借りたいといった場合に、第三者には貸すことができなくなってしまう

うというようなことがありますので、ぜひともその建物の敷地はなるべく自治体で買収をして自由に自治体がそれをどういう形に使おうとも、売るにしても、何にしても、その処分をできるような、自由裁量でできるような形をとれるのが一番いいのではないかと思いますけれども、そういった形にできればしていただければ、本当に町のためにもなると思います。そういった形の中で、ひとつ町長には今後とも頑張ってやっていっていただきたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（小林祥宏君） 以上で2番片岡藏之君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第4号、9番桐原健一君の発言を一問一答方式により許可いたします。

9番桐原健一君。

〔9番桐原健一君登壇〕

○9番（桐原健一君） それでは、9番桐原健一でございます。

通告順に従って質問をさせていただきます。

まず初めに、木質バイオマス利活用事業についてお伺いします。

これは常陸大宮市さんでは、総面積の約60%が森林であり、未利用間伐材などの森林資源が豊富にあり、この資源を有効利用するため、未利用間伐材をチップ燃料にし、市内の温泉、温浴施設であるささの湯、また三太の湯、四季彩館へ木質バイオマスボイラーを導入し、風呂のお湯を沸かしております。これにより化石燃料を大幅に削減し、地球温暖化防止と森林整備に貢献しているということであります。

本町においても、常陸大宮市さんと同じく総面積の61%が森林が占めております。ホロルの湯は平成14年6月にオープンし、現在15年たち、ボイラーのほうも傷んでいとお聞きしております。この木質バイオマスボイラーをホロルの湯に導入し、燃料消費量の削減を目指したらどうかお伺いいたします。お願いします。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 9番桐原議員の質問に回答させていただきます。

ご質問ありがとうございます。

ホロルの湯では、現在重油を利用してお湯をつくっております。同様に重油を用いている温浴施設を有する他市町村でも、バイオマスの利活用を検討、導入する動きがあることは承知をしております。

そこで、常陸大宮市など先行事例を研究しているところでございますが、重油の価格が城里町の施設でいきますと、大体1リットル53円ぐらいだとバイオマスと重油の燃料代が同じぐらいになるようですが、現在昨年の実績でいきますと重油1リットルがその金額よりも安い金額になっておりまして、現在の重油の値段でいきますと、バイオマスよりも重油のほうが燃料代が安いというのが現在の相場となっているところでございます。

しかしながら、二酸化炭素の削減や森林保全という燃料代だけでは割り切れない観点もありますので、引き続きバイオマス事業の普及状況等を見きわめつつ検討を重ねてまいりたいと考えております。

○議長（小林祥宏君） 9 番桐原健一君。

〔9 番桐原健一君登壇〕

○9 番（桐原健一君） 今、検討を重ねるということで答弁いただきました。

昨年年間、ホロルの湯で重油代1,700万かかっております。重油のリッターの変動があるかもしれないけれども、15年した場合に2億2,500万の経費をかけているということですよね。それで、ホロルの湯の場合は、ほかの温泉と違って温水プールがあるということで、今くみ上げている温度が25.9度とお聞きました。プールに入るには三十四、五度に上げないとぬるいと思うんですよ。こういったホロルの場合は温水プールがあるということで燃料費がかかるんじゃないかと思うんですよ。常陸大宮市さんでも、これは町長がすぐわかりましたとやる事業でないと思うんですよ。もう10年かかっているんですよね、これ。平成18年に策定して結局、昨年、28年度に三太の湯と四季彩館にバイオマスチップボイラーが入ったということで、とりあえず、大宮市さんでも森林がきれいになったということでもあります。前向きに検討していただきたいと思います。答弁はいいです。

次に、2 番、胃がん対策について伺います。

2007年4月にがん対策基本法が施行されて、現在10年目の節目を迎えます。国では現在がん対策基本法に基づく第3期のがん対策推進基本計画策定に向けて議論が進んでいるようではありますが、がんは日本人の2人に1人が生涯のうちにかかる国民病とさえ言われております。またこの胃がん患者の多くはピロリ菌感染による胃炎が原因であると言われております。

今年度からはがんに対する正しい知識と命の大切さを理解を深めるために、小・中・高校でがん教育が始まるそうであります。水戸市では、今年度から中学2年生を対象に採血によるピロリ菌検査を実施するようですが、本町でもこのピロリ菌検査を中学生を対象、また自治体によっては小学6年生を対象にしている自治体もあります。本町でもこのピロリ菌検査を行ってはどうか、町長、質問します。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

9 番桐原議員のご質問に回答させていただきます。

胃がんは日本人に最も多く発症するがんであり、WHOの発表によると、胃がんの原因としてピロリ菌によるものと指摘されているとのことでございます。ピロリ菌への感染は、ほとんどが5歳以下の乳幼児期に家族の間で起こり、体内に入った菌は長い時間をかけて徐々に胃を荒らし、胃炎や胃がんを引き起こすため、感染している場合、なるべく若い時

期に除菌治療をすることで胃がんなどの病気を予防する効果があると考えられております。

中学生の検査については、県内では水戸市が本年11月、中学2年生の希望者を対象にピロリ菌検査を行う予定と伺っております。本町でも来年度に中学生を対象にピロリ菌検査を行えるよう検討してまいります。

若年期に感染の有無を確認し、早期に除菌することで胃がんの予防効果を高め、次世代の感染リスクを抑えることは子育て支援としても大きな効果があり、加えて将来の医療費の削減にもつながると考えておりますので、来年度より中学生を対象とした検査を検討してまいります。

○議長（小林祥宏君） 9番 桐原健一君。

〔9番 桐原健一君登壇〕

○9番（桐原健一君） 今、来年度からやるということでよろしくをお願いします。

水戸市医師会では、やっぱり今、町長言われたように、ピロリ菌は5歳までに感染することが多く、大人になってからの感染は比較的少なく、胃がんの患者の多くはピロリ菌感染による胃炎が原因であると水戸医師会でも言われております。よろしくお願いします。

次に、3番、子育て支援について伺います。

本町では中学生までの医療費助成制度を実施しております。さらに、18歳までの医療費無料化制度ができないかお尋ねします。子育て家庭への経済的負担軽減につながると思います。

今回、新しく大井川新知事も誕生したわけでありますが、4年間の間にこの18歳までの医療費無料化する公約を掲げました。この政策が実現すれば茨城県は日本で一番子育て支援が充実した県になると、こう言われております。この茨城県、県よりも先駆けて城里町本町において18歳までの医療費無料化制度を実施してはどうか伺いいたします。

○議長（小林祥宏君） 町長 上遠野 修君。

〔町長 上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

それでは、医療費の助成制度に関する質問ということで回答をさせていただきます。

先ほどのパンフレットにも記載されておりますが、城里町におきましては、15歳まで、中学生までマル特制度という形で医療費の助成を行っております。

議員提案の18歳までの拡充につきましては、本年4月現在で18歳の年度末まで医療費助成を行っている自治体が県内で15市町、さらに学生であれば20歳の年度末までやっている自治体が2市町あります。また、完全無料化につきましては、年齢要件についてはさまざまですが、20市町が外来1回600円、入院1回300円の自己負担を償還払いにより無料化をしております。このうち、大子町と利根町が18歳までの完全無料化を行っております。

本町におきましても、18歳到達の年度末までマル特拡大を来年度から実施するよう検討してまいります。

○議長（小林祥宏君） 9 番桐原健一君。

〔9 番桐原健一君登壇〕

○9 番（桐原健一君） ありがとうございます。

この18歳までの医療費無料化は平成26年6月の定例会、そして一昨年、27年3月定例会で今回3回質問でございます。よろしく前向きにお願いします。

それで、前回の質問のときに18歳まで引き上げた場合、町の負担はどのくらいになるのかということに対して、16歳から18歳まで医療費は620万円の給付額が見込まれるということですね。620万以上になるかもしれないけれども、ぜひ来年ご検討のほどよろしくお願いします。

次に4番に入ります。

城里町動物愛護条例についてお伺いします。

茨城県は犬及び猫の殺処分頭数が多く、特に犬については平成17年度から平成24年度にかけて8年間にわたり、都道府県別集計で全国ワースト1位となるなど、県内外から多くの批判があり、意見や殺処分を減少させるための取り組みについての要望がされているそうであります。笠間市の県の動物指導センターでの犬の殺処分数は減少傾向にあるものの、平成27年度は1,279匹で全国ワースト2位だそうです。猫の殺処分は犬の倍近くの2,333匹に上ると言われております。

県内の市町村でも既に動物愛護条例を制定し、独自に動物愛護行政を進めている自治体があります。本町においても、動物愛護条例を制定してはどうかお伺いいたします。

○議長（小林祥宏君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

それでは、9番桐原議員のご質問に回答させていただきます。

犬を保護した場合、現在、町では7日間係留をしております。その間健康管理のため、散歩、水やりを適切に行いつつ管理保護を行っております。

犬の保護情報につきましては、地元警察者や町窓口などに掲示しており、今年度の犬の保護件数は7件、うち3頭について飼い主が見つかり戻されました。

猫につきましては、保護した事例はほとんどなく、住民から苦情相談があった際には猫の形態を聞き取り、生後一、二週間のまだ目の開かない子猫であれば、県の動物指導センターへの引き取りをお願いしております。親猫については引き取らないため、町でも保護や捕獲は行っておりません。ただし、ふん尿や鳴き声についての苦情も多いため、飼い主たちを訪問し、飼い方のマナーについて指導を行っているところでございます。

現在、県内において動物愛護条例を制定しているのは4市町であります。条例を制定した場合、保護する際の係留等の事務負担、係留場所の確保、職員の休日出勤の対応などの検討する問題がございます。今後、県や近隣市町村の動向を踏まえ検討してまいりたいと

考えております。

○議長（小林祥宏君） 9 番桐原健一君。

〔9 番桐原健一君登壇〕

○9 番（桐原健一君） 答弁ありがとうございました。

以上で質問を終わります。

○議長（小林祥宏君） 以上で9 番桐原健一君の一般質問を終結いたします。

---

#### 散会の宣告

○議長（小林祥宏君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

なお、明日13日は午前10時から再開し、14番、鯉渕秀雄君の一般質問から入りますので、午前9時50分までに議員控室にご参集くださるようお願いをいたします。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午前11時42分散会